

だ東御厨宇を改稱したものである。

キタガタ 北方 河北郡五ヶ庄に屬する部落。

キタガタ 北方 珠洲郡直郷に屬する部落。

キタガタジヨウ 北方城 河北郡北方の山頂に在る。地方人は佐々成政の哨堡を置いた述であるといふが、越登賀三州志故墟考には佐久間盛政の國境に於ける鎮寨であらうとしてゐる。

キタガタシンセン 北方心泉 金澤木新保眞宗東派常禪寺の附。名は嶺、月莊・心泉又は酒内和尚と號し、俳號を小雨といふた。明治十年以降屢本願寺の留學生を率ゐて渡清し、書を愈曲閣に學んで最も篆楷を能くした。三十八年七月二十九日寂、享年五十六。

キタガハ 北川 石川郡村井の内の小字。

キタガタヤダイスイ 北湯屋大睡 石川郡本吉の人。姓は岸。通稱は彌左衛門又は徳右衛門。號は帆吹・半睡・大睡・山歩人・雪中花・雪花堂・三葉庵。彌左衛門町吏となつて深く町民の望を得、番を良くし、亦百草堂若推を師として俳諧を學んだ。一生娶らず、四十三歳で吏を罷めて家を甥に譲り、翌年桃雲寺萬元和尚によつて剃髮し、後諸國を巡り、寶曆十三年八十歳の時諸方より得た賀章を編んで硯洗集を著し、安永四年九十二歳で歿した。

キタガハ 北側 羽咋郡徳田の内の小字。
キタガハ 北側 鹿島郡三引の内の小字。
キタガハ 北側 鹿島郡吉田の内の小字。
キタガハ 北川 鳳至郡阿岸郷に屬する部落。能登誌に、『北川村堂谷内といふ處に、泰澄作の毘沙門堂あり。皆よしある故跡なり。』とある。

キタガハシゲモト 北川重元 通稱勝左衛門・庄右衛門。久兵衛の二男。慶安三年父の祿四百石を削いて賜はり、御馬廻組に班して御使番となり、寛文九年中小將番頭となつた。延寶元年大組頭に進み、天和三年槍奉行、元祿三年定番頭に降り、前後祿を増して七百石を受け、七年三月十一日歿。重元性狷介硬骨、好んで直言した。養子喜兵衛に至り、十五年二月廿六日江戸に於いて遂電し、遂に家祿を斷つた。

キタガハシリ 北川尻 羽咋郡押水中庄に屬する部落。

キタガハソウセツ 喜多川宗説 喜多川は一に北川、宗説は一に相説にも作る。宗説の印には伊年と刻し、古語備考に初代宗説の嗣としてゐる。然るに扶桑名公備辭に依屋宗雲を載せて、諱は伊年、宗説の弟で加州太守に仕へ、世に宗説の諱といはれるものは、多く宗説の作であるとする。蓋し宗説も宗雲も一人なるが如く、之を宗説の弟又は嗣とするは藝術上の傳説を受けたことをいふのであらう。燕巖風雅にも、宗説、説一に雪に作る。金澤に來寓し、前田利常の命によつて竹、間に描いたと記してゐる。

キタカハチ 北河内 鳳至郡中野郷に屬する河内は、明治中に至り北河内と改稱した。
キタガハテルノリ 北川暉矩 通稱彌源次。久兵衛。初諱重時。元祿十一年養父八郎左衛門重武の祿三の一を襲ぎ、寶永七年本知千石に復し、大小將・御使番より次第に昇進して御馬廻頭に至り、享保九年二百石を加へ、延享四年八月六日五十五歳を以て歿した。

キタガハノブシゲ 北川宣茂 又右衛門と稱した。久兵衛の子で、慶安三年父の配分知三百石を受け、御馬廻組より大小將に轉じ、御馬奉行となり、漸く進んで御持簡頭に至り、貞享三年を以て歿した。

キタガハキノサク 北川家之作 諱に克由。後通稱を名とした。號は案疑。もと藤澤氏、北川才一郎の養ふ所となり、初め祿四十俵の算用者より出で、小頭並に進み、諸職を經、寄合馬廻組に擢でられて頭並に班し、明治中興の後徴士となり、復藩に仕へて准權少參事に進み、三年十二月歐米を巡視したが、五年その還つた時は既に廢藩の後にあつた。爾後意を官途に絶ち、前田氏の家扶となつて能く家政を整へ、傍ら華族銀行・日本鐵道等の事に參與した。天保十年十月廿三日金澤に生まれ、明治二十年七月四日東京に歿。享年四十九。

キタキバラ 北木原 鹿島郡久江原山分の内の小字。

キタグチ 北口 鳳至郡寺山の内の小字。
キタサツカ 北笹塚 石川郡大野庄に屬する部落。寛文十年の村御印には北笹塚村とする。邑内に今おまれば塚と稱する古墳がある。一説に之を簡辯道今古の塚だとするも、全く牽強に過ぎぬ。

キタサンゴウ 北三郷 鹿島郡に屬する。藩政時代では北三郷を中山郷・崎山澤野郷・庵中山郷に別つて居た。但し庵中山郷の諸村を大吞郷中に混することもあつた。
キタサンシユウリヤクキ 北三州略記 三册。寶曆三年癸酉櫻井政次の著。京都松岡如茂の序及び上山眞名の跋がある。内容は六國史・舊事紀・延喜式の中から、加賀・越中・能登

に關する記事を抜いたものである。
キタジ 祇院寺 金澤野田寺町に在つて、鳳凰山と號し、曹洞宗に屬する。初め大乘寺の子院で永昌院と稱し、百姓町に在つたが、諱いで小立野に轉じ、寛文十一年又今の地に移り、延寶七年寺號を改めて祇院寺とした。

キタジ 祇院寺 石川郡吉野の内下吉野に寺町といふ田地があり、その附近に亂塔田の名も存する。延元中大智禪師が草創した祇院寺はこゝに在つたといふ。祇院寺の山號は扶桑洞上聯燈錄に『名共其山曰獅子』とあり、大智行錄には『山曰獅子一寺號祇院。僧史曰鳳凰山者蓋不委考之誤也。』とあるが、大智偏頰に載せる製永平正法眼藏到來の詩に、『正法眼藏涅槃心。二三四七聖單傳。吉野道入鳳山塙。又見與苗長淡煙。』と見えるから、鳳凰山と稱するもまた誤と思はれぬ。後百年を經て祝融に罹り、前田氏になつて越中守山に再興したのを、慶長中金澤八坂に遷して大安寺と改め、その後鶴林寺と稱した。今野田寺町に祇院寺といふものゝあるのは、大乘寺の子院永昌院を改めた名である。

キタシクレ 北時雨 一册。金澤の俳人蓉柳舍希因が元文五年伊勢の梅路を迎へて興行した百韻を巻頭におき、各詠・名録及び後川の發句による歌仙等を集め、序は暮柳下(希因)及び寶曆十二年午初秋中一日松裡庵如本、跋は狐狸窟半化坊。希因歿後十三回忌に當り、道弟如本の淨書出版せしめたもので、京橋屋治兵衛の板行である。

キタシツミ 北七海 鳳至郡穴水郷之内大屋庄に屬する七海は、明治中に至つて北七海と改めた。その枝村大坪は親村の西北一軒餘

に關する記事を抜いたものである。
キタジ 祇院寺 金澤野田寺町に在つて、鳳凰山と號し、曹洞宗に屬する。初め大乘寺の子院で永昌院と稱し、百姓町に在つたが、諱いで小立野に轉じ、寛文十一年又今の地に移り、延寶七年寺號を改めて祇院寺とした。